

岐阜県公報

号外(一) 平成三十年十二月十日

目次

告示

家畜伝染病の発生
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定

(畜産課) (同)

告示

岐阜県告示第六百一十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十二月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 家畜伝染病の種類

豚コレラ

二 家畜の種類

いのしし

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

疑似患畜一頭

四 発生場所

関市

五 発生年月日

平成三十年十二月十日

岐阜県告示第六百一十二号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

桜台一丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、桜本町二丁目、四季ノ台、志津野、清水町、下白金、下之保、白川町、新田、新迫間、新堀町、新町、神明町一丁目、神明町二丁目、神明町三丁目、神明町四丁目、十軒町、寺内町、十三塚南、十六所、末広町、住吉町、清蔵寺、関口町一丁目、関口町二丁目、関口町四丁目、千年町一丁目、千年町二丁目、千年町三丁目、千足、千足北一丁目、千足北二丁目、側島、大平台、大平町一丁目、大平町二丁目、大平町三丁目、宝山町、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町三丁目、段下、力山、月見町、辻井戸町、津保川台二丁目、津保川台二丁目、天徳町一丁目、天徳町二丁目、出来町、桃紅大地、東新町一丁目、東新町二丁目、東新町三丁目、東新町四丁目、東新町五丁目、東新町六丁目、東新町七丁目、塔ノ洞、常盤町、吐月町、戸田、富本町、豊岡町一丁目、豊岡町二丁目、豊岡町三丁目、豊岡町四丁目、豊川町、仲町、長住町、西旭ヶ丘、西居敷、西欠ノ下、西神野、西木戸町、西田原、西日吉町、西本郷通五丁目、西本郷通六丁目、西本郷通七丁目、西町、西門前町、虹ヶ丘北、虹ヶ丘南、迫間、迫間台一丁目、迫間台二丁目、長谷寺町、花園町、巾一丁目、巾二丁目、巾三丁目、春里町一丁目、春里町二丁目、春里町三丁目、梅竜寺山、馬場出、東田原、東出町、東野町、東日吉町、東本郷、東本郷通一丁目、東本郷通二丁目、東本郷通三丁目、東本郷通四丁目、東本郷通五丁目、東本郷通六丁目、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、東町五丁目、東門前町、東山、東山一丁目、東山二丁目、東山三丁目、東山四丁目、肥田瀬、一ツ山町、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、平賀町一丁目、平賀町二丁目、平賀町三丁目、平賀町四丁目、平賀町五丁目、平賀町六丁目、平賀町七丁目、平賀町八丁目、広見、古屋敷町、平成通一丁目、平成通二丁目、平成通一丁目、平成通二丁目、平成通三丁目、平成通四丁目、平成通五丁目、平成通六丁目、本郷町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、前町、前山町、孫六町、美園町、南春日町、南天神一丁目、南天神二丁目、南天神三丁目、南出、南町一丁目、宮河町一丁目、宮河町二丁目、宮地町、美和町、武芸川町跡部、武芸川町宇多院、武芸川町小知野、武芸川町高野、武芸川町谷口、武芸川町八幡、武芸川町平、向山町一丁目、向山町二丁目、向山町三丁目、向山町四丁目、明生町一丁目、明生町二丁目、明生町三丁目、明生町四丁目、明生町五丁目、森西町、柳町、山田、山ノ手一丁目、山ノ手二丁目、山ノ手三丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目、雄飛ヶ丘、吉野町、吉本町及びび若宮

町、美濃市（大字を持たない区域に限る。）並びに同市安毛、大矢田、片知、上野、神洞、小倉、極楽寺、下河和、須原、曾代、立花、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、富野、長瀬、保木脇、前野、御手洗、横越及び藤生、美濃加茂市伊深町、加茂野町市橋、加茂野町稲辺、加茂野町今泉、加茂野町加茂野、加茂野町木野、加茂野町鷹之巣、蜂屋町、蜂屋町伊瀬、蜂屋町下蜂屋及び蜂屋町中蜂屋、各務原市各務おがせ町一丁目、各務東町一丁目、各務東町五丁目、須衛、須衛町一丁目、須衛町二丁目、須衛町三丁目、須衛町四丁目、須衛町五丁目、須衛町六丁目、須衛町七丁目、須衛町八丁目、蘇原飛鳥町一丁目、蘇原飛鳥町二丁目、蘇原飛鳥町三丁目、蘇原北山町一丁目、蘇原清住町一丁目、蘇原清住町二丁目、蘇原清住町三丁目、蘇原清住町四丁目、蘇原清住町五丁目、蘇原東門町三丁目、蘇原持田町一丁目、蘇原持田町二丁目、蘇原持田町三丁目、蘇原持田町四丁目、テクノプラザ一丁目、テクノプラザ二丁目、テクノプラザ三丁目、テクノプラザ四丁目、東山一丁目、東山二丁目、東山三丁目、東山四丁目及び東山五丁目、山県市伊佐美、岩佐、椎倉、高木、高富、中洞及び東深瀬、加茂郡坂祝町黒岩及び深蓋並びに加茂郡富加町大平賀、大山、加治田、高畑、滝田、羽生及び夕田

平成三十年十二月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社